

令和3年9月

発注者各位

北海道建設業信用保証株式会社

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正について

令和3年9月1日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、同日付で「公共工事の前払金保証事業に関する法律」の一部が改正されました。

この法改正により、保証契約に係る公共工事の発注者は、保証金の請求については、書面による請求に代えて、電磁的方法により行うことができるようになりました。

これに対応するため、弊社では10月に保証約款の改正を予定しております。

電磁的方法による保証金の請求に関するお問い合わせについては、弊社業務部までご連絡ください。

●公共工事の前払金保証事業に関する法律（改正内容抜粋）

第13条（保証金の支払）

「保証契約に係る公共工事の発注者は、～書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、保証事業会社の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものをいう。次項において同じ。）により当該請求をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による請求をしたものとみなす。」

【お問い合わせ】

北海道建設業信用保証株式会社

本社 業務部

〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館4階

TEL 011-221-2092 FAX 0120-788706